

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第39号**

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第8条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ 供スル事ヲ得ス但シ恩給法第11条第1項但書ニ規定 スル株式会社日本政策金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定 ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス 前項ノ規定ニ違反シタルトキハ恩給ノ支給ヲ差止ム	第8条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保ニ 供スル事ヲ得ス但シ恩給法第11条第1項但書ニ規定 スル国民生活金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融 機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス 前項ノ規定ニ違反シタルトキハ恩給ノ支給ヲ差止ム

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。